

広島県告示第九百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成二十一年十月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞退年月日
セトピア薬局	三原市城町二丁目二三五	育成医療・更生 医療・精神通院 医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局本店	三原市城町二丁目八七	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局うきしろ店	三原市城町二丁目二〇一五	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局城町店	三原市城町二丁目二二二	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局本町えびす店	三原市本町二丁目九一	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局日赤前店	三原市東町二丁目八八	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局宮浦店	三原市宮浦五丁目一六一〇	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日
関西薬局本郷店	三原市下北方二丁目七一五	精神通院医療	平成二二年 九月三〇日